

知北平和公園組合斎場条例の一部改正をする条例をここに公布する。

令和7年3月3日

知北平和公園組合

管理者 花 田 勝 重

## 知北平和公園組合条例第2号

### 知北平和公園組合斎場条例の一部を改正する条例

知北平和公園組合斎場条例（昭和57年知北平和公園組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、葬儀及び祭儀」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

#### 斎場使用料

区分	単位	金額	
		管内	管外
火葬	12歳以上の者	円 5,000	円 70,000
	12歳未満の者	4,000	56,000
	死産児	3,000	42,000
	胞衣・人体の一部	4,400	13,200
	動物	4,400	13,200
霊安室（保冷庫）	24時間につき	2,200	6,600
多目的室	1時間につき	1,100	3,300

#### 備考

1 この表において「管内」とは次の各号のいずれかに該当する場合をいい、「管外」とはそれ以外の場合をいう。

(1) 死亡者が死亡時に（死産児については、死産児の分べん時に父又は母（母が死亡した場合は、母の親族）が）東海市、大府市又は東浦町（以下「組合構成市町」という。）の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳（以下、「住民基本台帳」という。）に記載されていた場合

(2) 使用者が死亡者の1親等以内の親族であり、住民基本台帳に記載されている場合（ただし、使用者が戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基

づく死亡の届出の届出人である場合に限る。)

- (3) 死亡者が死亡時に介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく住所地特例対象施設に入所又は入居していた者であって、組合構成市町の介護保険の被保険者であった場合
  - (4) 胞衣、人体等の一部については、本人が組合構成市町の住民基本台帳に記載されている場合
  - (5) 動物については、使用者が組合構成市町の住民基本台帳に記載されている場合
  - (6) 組合構成市町が取り扱う行旅死亡人
- 2 この表において「動物」とは、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に定める獣畜以外の犬、猫これらに類するものの死体をいう。
  - 3 利用時間がこの表に定める単位未満のとき又はその時間に単位未満の端数があるときは、1単位として計算するものとする。
  - 4 自動販売機を設置する場合は、この表に定める使用料にかかわらず、販売額に100分の10を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額以内で管理者が定める額とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月22日から施行する。
- 2 改正後の知北平和公園組合斎場条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。